



寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします。

一覧表は、市民の皆さんから寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。
全文については、市庁舎をご覧ください。

西東京市交通安全計画(素案) ◆道路管理課(保)(☎042-438-4055) 【公表日】3月15日(木)【募集期間】平成23年12月1日(木)~16日(金)【件数】10件(2人)

寄せいただいた意見	市の検討結果
市内には、生活道路にもかかわらず、抜け道として利用する車が多く地域住民にとっては大変危険な状態です。(件数:2件)	人、自転車、自動車が安全で円滑に通行できる道路の整備と併せ、生活道路における交通事故防止対策として、道路標識や路面表示などの整備を推進するものとしております。
自転車の安全利用促進で、自転車の正しい利用がされていない。また、飲酒運転の根絶について、自動車だけを対象にせず自転車も対象とした計画を考えてほしい。	自転車利用者に対する交通安全教育として、自転車利用者のルール遵守およびマナー向上のための啓発活動を行うものとしております。
スクールゾーンや制限速度の路面表示、カーブ地点などで見通しの悪い箇所にミラー設置してほしい。	交通安全施設の整備として、路面表示(区間線、道路標識)の整備を進めます。また、市道等の交差点部などで見通しが悪く、交通事故の発生のおそれがあり、事故防止効果が認められる箇所に道路反射鏡の整備を進めるものとしております。

第3期 西東京市障害福祉計画(素案) ◆障害福祉課(保)(☎042-438-4033) 【公表日】3月15日(木)【募集期間】2月1日(水)~21日(火)【件数】4件(3人)

寄せいただいた意見	市の検討結果
コミュニケーション支援事業の中で、話し言葉をほぼそのまま入力できるパソコン文字通訳者についても言及してください。	要約筆記の一形態として、パソコンの文字入力を用いた文字通訳も含まれておりますので、計画の該当箇所に注意書きを追記します。
「障害」についての表記ですが、計画名称や事業名称などの固有名詞を除いて「障がい」と記す方が良いと思います。	国や東京都の法規との整合性を保つため、「障害」という表記を使用しております。
計画の進捗状況のモニタリングや評価、それらの計画実現に向けての反映について、反映状況などを広く市民に公表してください。	地域自立支援協議会における計画のモニタリングや評価の結果は公開する予定でしたが、ご指摘のとおり、計画の中でその点の記載が不足しておりましたので、追記いたします。
完成した計画について、素案からの変更箇所とその変更理由を一覧にして公表してください	パブリックコメントとして市民の皆様からご指摘いただいた箇所については、この一覧表をもって、変更の有無や対応方針の公表といたします。その他、表現上の変更などの内容に関わらない変更点については、完成した計画をもって変更箇所の公表とさせていただきます。

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)(素案) 【公表日】3月15日(木)【募集期間】平成23年12月1日(木)~31日(土)【件数】11件(2人) ◆高齢者支援課(保)(☎042-438-4028)

寄せいただいた意見	市の検討結果
①高度成長期にベッドタウンとして発展した西東京市は、当時の流入人口が高齢化して65歳以上人口の増加が進み、都平均や全国平均を超えるスピードで高齢化率が高まると思われる。第5期計画に引き続く第6期計画以降の傾向を予測するために、65歳以上人口は5歳刻みの統計も掲載してください(階層別実数と全人口に対する比率)。 ②圏域の規模の適正さや圏域ごとのサービス提供量の妥当性を判断するために、圏域別でも、①と同等の人口統計を掲載してください。 ③上記①と②についての現状と課題を考察し、掲載してください。	①65歳以上人口については、5歳刻みで掲載する予定です。 ②4つの日常生活圏域は、地域密着型サービスを展開していくために必要となるサービス量を見込むための基礎になるとともに、介護サービスの基盤整備を計画的に推進していくための単位と位置付けており、各圏域ごとの人口推計に差異はあるものの、市全体としてのバランスをとりながら計画的に整備の充実を努めています。
加速する高齢化の中、介護保険制度を機能させ続けるためには居宅サービスを中心にせざるを得ないと思えます。居宅サービスを効果的に利用するためには、地域包括支援センターの相談機能を高め、特に家族介護者の身体的、精神的な負担に配慮した相談を実施する必要があります。 そのためには、地域包括支援センターの人員増が不可欠です。一般会計からの財源投入を含めて検討し、地域包括支援センターの人員増を計画化してください。	介護サービスを含むさまざまなサービスや多様な地域資源を活かし、主治医や民生委員などの関係者とのネットワークを強化することによって地域包括支援センターの機能強化を図ります。 また、地域包括支援センターのバックアップ機能として、地域包括支援センター運営協議会を充実し、人員を含めた運営のあり方などを評価・指導していただく推進体制を構築します。
居宅サービスの充実のために、素案38ページの24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの記述を以下のように改めてください。 「導入の検討」→「早期導入に向けた検討とサービス事業者の誘致」	平成23年7月に夜間対応型訪問介護を導入いたしました。これらの住民ニーズと第5期において制度を導入した先進自治体の動向を注視しつつ、導入に向けて検討してまいります。

寄せいただいた意見	市の検討結果
居宅サービスを中心に据える計画であるにせよ、ある程度は施設サービスの供給量を確保する必要があります。介護度の高い方の場合、居宅サービスだけでは対応できません。認知症の場合はなおさらです。この点で、特別養護老人ホームについての記述がほとんど無いことに不安がもたらされます。計画書に特別養護老人ホームなどの施設名を記すだけでなく、少なくとも、特別養護老人ホームのベッド数や入所待機者数などの現状を記述すべきです。 また、家族介護者の一時的な休息のためにも、ショートステイを充実させてください。	現在、市内の特別養護老人ホームの待機者数は1,000名を超える状況にありますが、平成24年度、新たに介護老人福祉施設(1か所88床)および介護老人保健施設(2か所各150床計300床)が整備されるとともに、ショートステイについても充実が図られます。また、本市では、身近な地域で暮らすための地域密着型サービスの充実を努めており、第5期計画においても、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護の整備を位置付け、さらなる充実に向けて取り組んでまいります。
高齢者クラブの現状では、介護予防意識啓発や向上の活動が不十分(例会で時々説明するが)と考えています。介護予防運動普及員の育成、増員の必要性とこのサークルでも受け入れやすくする活動を期待します。	高齢者クラブの介護予防の意識啓発などは、現行の状況を踏まえ、協議しながら取り組んでいければと考えています。また、介護予防運動普及員の育成を含め、自主グループ活動への支援を重点施策の一環として、実施していきます。
ささえあいネットワーク、民生委員、包括支援センターの打ち合わせ会をもっと行い、高齢者とじこもりの解決と見守りネットの充実にも具体的な行動をとれるよう希望します。	ご要望の件につきましては、本計画の重点施策の一つでもあります。地域包括ケア会議や懇談会を充実し、また、関係機関や市内の社会資源との連携を強化しながら、ささえあいネットワークの拡充を図ります。

4月1日より 東京都の事務の 一部が市へ 移譲されます

「地域主権改革」の一環として、4月1日(一部平成25年4月1日)から、今まで東京都が行っていた事務の一部が市に移譲されます。

「地域主権改革」の趣旨は、地方公共団体の自主性と自立性を高め、地域のことは地域の住民が決めることにより、個性豊かで活気に満ちた地域社会の実現を図るものです。

4月1日から移譲される主な事務と問い合わせ先は右記のとおりです。

◆企画政策課(☎042-460-9800)



【まちづくり・都市計画関係】

法令名	事務内容	市担当課	電話番号
都市計画法	・地域地区のうち、三大都市圏の用途地域などに関する都市計画の決定 ・地域地区のうち、10ヘクタール以上の風致地区および特別緑地保全地区並びに緑地保全地区に関する都市計画の決定 ・都市施設のうち、10ヘクタール以上の公園、緑地、広場、大学などの都市計画の決定 ・都市計画施設または市街地開発事業の区域内における建築の許可 ・都市計画事業地内の建築などの許可	都市計画課	都市計画担当 ☎042-438-4050
土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内における建築行為などの許可		
マンションの建替等の円滑化等に関する法律	マンション建替組合設立の認可、マンション建替組合に対する監督		住宅対策係 ☎042-438-4051
公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画施設の区域内などで土地を譲渡する場合の届け出の受理、土地買い取り希望の申し出の受理		開発調整係 ☎042-438-4051
駐車場法	路外駐車場(不特定多数の人が利用できる駐車場で、駐車面積の合計が500㎡以上の駐車場)の設置および変更の届け出の受理、報告徴収、立入検査	道路管理課	駐輪駐車対策係 ☎042-438-4057
都市緑地法	特別緑地保全地区に係る標識の設置、行為許可、原状回復命令	みどり公園課	公園計画係 ☎042-438-4045

【公害規制分野】

法令名	事務内容	市担当課	電話番号
騒音規制法	規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音状況の公表	環境保全課	環境保全係 ☎042-438-4042
悪臭防止法	規制地域の指定、規制基準の設定		
振動規制法			

【生活・安全・産業振興分野】

法令名	事務内容	市担当課	電話番号
家庭用品品質表示法	家庭用品(ズボン、ワイシャツ、水筒、ジャー炊飯器、いす、トイレトーパー、歯ブラシ)の販売業者(卸売業者を除く)に対する表示事項の表示などの指示、店舗などへの立入検査	協働 コミュニティ課	消費者センター ☎042-425-4141
ガス事業法	ガス用品(ガストープ、ガスこんろ)、電気用品(ケーブル、ソケット、蛍光灯用安定器、電気便座、電気マッサージ器)、液化石油ガス器具(ガスカートリッジこんろ、ふろがま)、特定製品(乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ・かま、石油ストーブ)の販売業者への立入検査		
電気用品安全法			
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律			
消費生活用製品安全法			

【その他】

法令名	事務内容	市担当課	電話番号
墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可、立入検査、報告の要求	環境保全課	環境保全係 ☎042-438-4042